

令和8年 第12回 福岡市東区選挙管理委員会

令和8年9月1日（火）

【 議 題 】

- 1 議案第48号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第49号 選挙人名簿へ登録する者について
- 3 議案第50号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和8年9月18日（金）午前10時～

議案第 48 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年9月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | |
|-------------|----------|
| 1 抹消する者の数 | 1,463 人 |
| 内訳 死亡者 | 103 人 |
| 市外転出者 | 1,360 人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和8年9月1日 |

(根拠)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和8年9月1日 投票区別抹消者数一覧

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	0	1	1	26	16	42	26	17	43
2馬出第二	4	0	4	24	17	41	28	17	45
3箱崎第一	3	2	5	18	20	38	21	22	43
4箱崎第二	0	0	0	14	13	27	14	13	27
5箱崎第三	1	0	1	7	16	23	8	16	24
6菅松第一	1	0	1	20	23	43	21	23	44
7菅松第二	2	1	3	23	28	51	25	29	54
8菅松第三	1	1	2	14	11	25	15	12	27
9松島第一	0	1	1	16	12	28	16	13	29
10松島第二	2	1	3	22	16	38	24	17	41
11名島第一	2	1	3	20	15	35	22	16	38
12名島第二	2	2	4	9	17	26	11	19	30
13千早	1	3	4	69	47	116	70	50	120
14千早西	4	1	5	15	13	28	19	14	33
15香陵	1	0	1	8	5	13	9	5	14
16香椎浜	0	0	0	2	5	7	2	5	7
17城浜	2	0	2	0	6	6	2	6	8
18舞松原第一	0	0	0	6	4	10	6	4	10
19舞松原第二	1	3	4	25	13	38	26	16	42
20若宮第一	3	2	5	12	9	21	15	11	26
21若宮第二	0	0	0	72	16	88	72	16	88
22香椎第一	3	0	3	22	14	36	25	14	39
23香椎第二	2	1	3	30	17	47	32	18	50
24香椎下原第一	0	1	1	5	3	8	5	4	9
25香椎下原第二	2	3	5	28	11	39	30	14	44
26香椎東第一	1	1	2	17	17	34	18	18	36
27香椎東第二	1	1	2	7	7	14	8	8	16
28香住ヶ丘第一	1	1	2	26	30	56	27	31	58
29香住ヶ丘第二	0	0	0	10	8	18	10	8	18
30和白第一	0	0	0	10	5	15	10	5	15
31和白第二	1	0	1	19	18	37	20	18	38
32三苦	1	2	3	14	17	31	15	19	34
33奈多第一	2	5	7	3	8	11	5	13	18
34奈多第二	0	0	0	2	3	5	2	3	5
35美和台第一	0	0	0	10	9	19	10	9	19
36美和台第二	0	2	2	22	13	35	22	15	37
37和白東第一	5	2	7	5	8	13	10	10	20
38和白東第二	1	1	2	11	9	20	12	10	22
39西戸崎第一	0	0	0	3	6	9	3	6	9
40西戸崎第二	0	0	0	2	3	5	2	3	5
41志賀第一	0	1	1	0	0	0	0	1	1
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44照葉第一	0	0	0	15	15	30	15	15	30
45照葉第二	1	0	1	17	20	37	18	20	38
46多々良第一	2	0	2	27	18	45	29	18	47
47多々良第二	1	3	4	2	4	6	3	7	10
48八田	1	2	3	13	6	19	14	8	22
49青葉第一	2	0	2	10	7	17	12	7	19
50青葉第二	1	0	1	8	2	10	9	2	11
合計	58	45	103	760	600	1,360	818	645	1,463

議案第 49 号

選挙人名簿に登録する者について

令和8年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和8年9月1日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- 1 登録する者の数 5,933人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和8年9月1日

(根拠)

・公職選挙法第22条の規定による。

(登録)

第二十二條

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九条第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

(被登録資格等)

第二十一条第一項

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和8年8月20日現在登録者数			令和8年9月1日消抹			令和8年9月1日登録			移 抹消			替 登録			令和8年9月1日登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,690	3,041	5,731	26	17	43	99	115	214	7	10	17	4	5	9	2,760	3,134	5,894
2馬出第二	2,200	2,330	4,530	28	17	45	86	94	180	6	9	15	2	0	2	2,254	2,398	4,652
3箱崎第一	2,664	3,123	5,787	21	22	43	96	111	207	7	6	13	7	10	17	2,739	3,216	5,955
4箱崎第二	3,052	3,062	6,114	14	13	27	120	93	213	3	6	9	9	9	18	3,164	3,145	6,309
5箱崎第三	2,773	3,251	6,024	8	16	24	44	54	98	1	1	2	2	0	2	2,810	3,288	6,098
6宮松第一	3,027	2,780	5,807	21	23	44	98	54	152	6	5	11	7	4	11	3,105	2,810	5,915
7宮松第二	3,811	3,908	7,719	25	29	54	140	130	270	15	9	24	8	7	15	3,919	4,007	7,926
8宮松第三	3,197	2,912	6,109	15	12	27	65	72	137	3	5	8	4	2	6	3,248	2,969	6,217
9松島第一	3,019	2,573	5,592	16	13	29	110	85	195	4	7	11	6	5	11	3,115	2,643	5,758
10松島第二	3,337	3,431	6,768	24	17	41	66	68	134	5	4	9	1	2	3	3,375	3,480	6,855
11名島第一	4,540	4,982	9,522	22	16	38	68	71	139	5	6	11	4	3	7	4,585	5,034	9,619
12名島第二	1,901	2,099	4,000	11	19	30	37	46	83	4	3	7	4	5	9	1,927	2,128	4,055
13千早	4,072	5,109	9,181	70	50	120	148	136	284	8	10	18	6	5	11	4,148	5,190	9,338
14千早西	3,655	4,432	8,087	19	14	33	76	62	138	4	4	8	8	5	13	3,716	4,481	8,197
15香陵	2,178	2,612	4,790	9	5	14	38	30	68	2	2	4	2	2	4	2,207	2,637	4,844
16香椎浜	2,881	3,738	6,619	2	5	7	30	37	67	2	3	5	2	5	7	2,909	3,772	6,681
17城浜	943	1,471	2,414	2	6	8	3	3	6	1	2	3	0	0	0	943	1,466	2,409
18舞松原第一	1,769	2,024	3,793	6	4	10	25	33	58	3	2	5	1	3	4	1,786	2,054	3,840
19舞松原第二	2,192	2,646	4,838	26	16	42	67	61	128	4	5	9	5	5	10	2,234	2,691	4,925
20若宮第一	2,430	2,672	5,102	15	11	26	32	31	63	1	3	4	8	3	11	2,454	2,692	5,146
21若宮第二	1,382	1,475	2,857	72	16	88	115	39	154	3	1	4	0	1	1	1,422	1,498	2,920
22香椎第一	2,811	3,128	5,939	25	14	39	74	69	143	3	2	5	5	7	12	2,862	3,188	6,050
23香椎第二	2,514	2,930	5,444	32	18	50	89	105	194	2	5	7	2	2	4	2,571	3,014	5,585
24香椎下原第一	1,670	1,620	3,290	5	4	9	34	21	55	3	3	6	1	1	2	1,697	1,635	3,332
25香椎下原第二	4,672	4,275	8,947	30	14	44	161	124	285	4	2	6	6	6	12	4,805	4,389	9,194
26香椎東第一	2,926	3,157	6,083	18	18	36	66	73	139	3	3	6	3	2	5	2,974	3,211	6,185
27香椎東第二	2,379	2,676	5,055	8	8	16	33	28	61	3	2	5	3	3	6	2,404	2,697	5,101
28香住ヶ丘第一	4,592	4,518	9,110	27	31	58	170	159	329	8	7	15	9	10	19	4,736	4,649	9,385
29香住ヶ丘第二	2,348	2,713	5,061	10	8	18	45	55	100	2	2	4	3	2	5	2,384	2,760	5,144
30和白第一	2,459	2,561	5,020	10	5	15	67	96	163	4	6	10	6	4	10	2,518	2,650	5,168
31和白第二	2,778	3,216	5,994	20	18	38	42	57	99	4	4	8	5	6	11	2,801	3,257	6,058
32三苫	3,559	3,845	7,404	15	19	34	58	69	127	5	3	8	5	8	13	3,602	3,900	7,502
33奈多第一	2,351	2,664	5,015	5	13	18	24	25	49	3	6	9	3	6	9	2,370	2,676	5,046
34奈多第二	1,153	1,353	2,506	2	3	5	23	15	38	3	3	6	1	1	2	1,172	1,363	2,535
35美和台第一	2,891	3,317	6,208	10	9	19	36	41	77	3	1	4	3	4	7	2,917	3,352	6,269
36美和台第二	3,194	3,717	6,911	22	15	37	61	72	133	2	2	4	4	3	7	3,235	3,775	7,010
37和白東第一	2,579	2,781	5,360	10	10	20	48	36	84	5	2	7	1	3	4	2,613	2,808	5,421
38和白東第二	2,381	2,616	4,997	12	10	22	91	81	172	3	7	10	2	4	6	2,459	2,684	5,143
39西戸崎第一	1,760	2,016	3,776	3	6	9	27	16	43	0	2	2	1	2	3	1,785	2,026	3,811
40西戸崎第二	596	650	1,246	2	3	5	4	4	8	1	0	1	1	0	1	598	651	1,249
41志賀第一	397	462	859	0	1	1	1	3	4	0	0	0	0	0	0	398	464	862
42志賀第二	65	92	157	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	65	93	158
43志賀第三	96	103	199	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	97	103	200
44照葉第一	2,523	2,779	5,302	15	15	30	61	57	118	2	2	4	1	1	2	2,568	2,820	5,388
45照葉第二	2,823	3,119	5,942	18	20	38	67	84	151	2	3	5	4	7	11	2,874	3,187	6,061
46多々良第一	5,042	4,489	9,531	29	18	47	122	74	196	7	4	11	4	5	9	5,132	4,546	9,678
47多々良第二	996	1,160	2,156	3	7	10	14	17	31	3	1	4	3	1	4	1,007	1,170	2,177
48八田	2,501	3,097	5,598	14	8	22	22	25	47	1	5	6	3	1	4	2,511	3,110	5,621
49青葉第一	2,506	2,973	5,479	12	7	19	40	34	74	6	3	9	2	2	4	2,530	2,999	5,529
50青葉第二	1,916	2,155	4,071	9	2	11	10	13	23	4	1	5	2	1	3	1,915	2,166	4,081
合計	126,191	137,853	264,044	818	645	1,463	3,054	2,879	5,933	180	184	364	173	173	346	128,420	140,076	268,496

議案第 50 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年9月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

1 抹消する者の数 1 人

内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 1 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和8年9月1日

(参考)

R8.9.1 委員会終了後の
在外選挙人登録数(東区)

男	42 人	女	105 人
計	147 人		

(根拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 第 1 号の規定による。

第三十条の十一(在外選挙人名簿の登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が(中略)在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。